

# 令和6年9月農業委員会総会議事録

令和6年9月25日午後3時00分、令和6年9月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

## 出席委員 25名

1番 金田 公隆 委員	2番 藤田 善明 委員	3番 岩谷 裕子 委員
4番 佐藤 修司 委員	5番 川村 陽彦 委員	6番 須藤 秀人 委員
7番 種澤 達也 委員	8番 町田 高司 委員	9番 石岡千鶴子 委員
10番 三上 浩太 委員	11番 小林 政貴 委員	12番 小田桐 明 委員
13番 石岡 人志 委員	14番 福士 章逸 委員	15番 小嶋 勇成 委員
16番 木村 芳文 委員	17番 平井 秀樹 委員	18番 成田 繁則 委員
19番 佐藤 剛郎 委員	20番 大湯茂八郎 委員	21番 戸澤 幸彦 委員
23番 田村眞裕美 委員	24番 成田 毅 委員	25番 栞森 弘義 委員
26番 前田 優考 委員		

## 欠席委員 1名

22番 高橋 貴志 委員

## 出席事務局 9名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	佐藤 祝幸
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局農地調整係長	曾根奈美子
事務局総括主幹兼総務係長	高橋 貢	事務局主幹兼農地利用促進係長	藤田智恵子
事務局総括主幹	石田 剛	事務局岩木分室長	細川 博
事務局相馬分室総括主査	野呂 貴宏		

## 本日の会議に付した事件

## 議事録署名者の指名及び書記の任命

## 議 事

議案第44号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第45号	農地転用許可に係る意見について
議案第46号	農用地利用集積計画の決定について
議案第47号	農用地利用集積計画策定の要請について

報告第28号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第29号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第30号	特定農地貸付けの承認の取消しについて
報告第31号	非農地の判断について

事務局次長

会議を始める前に皆様をお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。お待たせいたしました。ただいまから令和6年9月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

議 長

それでは、総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よりようお願いいたします。議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

欠席の通告があります。議席番号22番高橋貴志委員の1名であります。ただいまの出席者数は25名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の3、議事録署名者を私から指名いたします。8番町田高司委員、9番石岡千鶴子委員、10番三上浩太委員、以上3委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の石田剛総括主幹を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に一時退席していただきます。

それでは、次第の4、議事に入ります。

議案第44号を議題といたします。議案第44号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1ページをお開き願います。議案第44号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田4件15,206㎡、畑12件50,070.43㎡、合計16件65,276.43㎡であります。また、使用収益権関係では、田10件46,707㎡、畑2件23,726㎡、合計12件70,433㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る9月9日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、高橋貴志委員、田村眞裕美委員、成田毅委員、それに私、木村であります。まず、3条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。4ページをお開きください。所有権関係、受付番号88番について申し上げます。譲受人は、現在会社員ですが、実家が農家であり、25年程前からりんごの一連の農作業に携わっております。また、自身でも母の農地で野菜の栽培をしていたことから、自身で農業経営したいと思うようになり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は両親の指導の下、にんにくを栽培することから技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議 長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

議長 それでは、議案第 44 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長 議案第 44 号については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、議案第 44 号については、許可することに決定いたします。次に、議案第 45 号を議題といたします。議案第 45 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 15 ページをお開き願います。議案第 45 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑 1 件 466 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長 事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長 はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。17 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 3 番は、第 1 種農地で原則不許可となる農地区分ではありますが、不許可の例外となる「農業用施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。また、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議長 現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

議長 それでは、議案第 45 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長 議案第 45 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、議案第 45 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。次に、議案第 46 号を議題といたします。議案第 46 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長	<p>19 ページをお開き願います。議案第 46 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき農用地の利用権設定等促進事業等に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 3 件 5,353 ㎡であります。また、使用収益権関係は、田 3 件 9,537 ㎡で、農地中間管理事業に関するものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。</p>
議 長	<p>事前調査会の報告をお願いします。</p>
調査副委員長	<p>本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の利用権の設定等を受けた後において、備えるべき各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。23 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 29 番及び受付番号 30 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。22 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 28 番から 23 ページ 30 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画により、一括して権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。なお、受付番号 28 番の計画案は、十腰内の猿沢地区で実施中の、農地中間管理機構関連農地整備事業に係る、ほ場整備の区域内の農地であります。事業要件である、区域内のすべての農地について、農地中間管理権を設定するための計画案であり、貸付人が転借受人となる計画案が含まれてあります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。</p>
佐藤修司委員	<p>&lt; 議事参与の制限に該当する旨の申出あり &gt;</p>
議 長	<p>「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 23 ページ、使用収益権関係、受付番号 29 番についてご審議願います。御質問等ございませんか。</p>
	<p>( な し )</p>
議 長	<p>使用収益権関係、受付番号 29 番について、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。</p>
	<p>( 異議なし )</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議案第 46 号のうち、使用収益権関係、受付番号 29 番については、委員会報告のとおり決定いたします。佐藤修司委員の着席をお願いします。</p>
	<p>( 佐藤修司委員着席 )</p>
小嶋勇成委員	<p>&lt; 議事参与の制限に該当する旨の申出あり &gt;</p>
佐藤剛郎委員	<p>&lt; 議事参与の制限に該当する旨の申出あり &gt;</p>

- (小嶋勇成委員、佐藤剛郎委員退席)
- 議長 長 「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に23ページ、使用収益権関係、受付番号30番についてご審議願います。御質問等ございませんか。
- (なし)
- 議長 長 使用収益権関係、受付番号30番について、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議長 長 異議ないものと認め、議案第46号のうち、使用収益権関係、受付番号30番については、委員会報告のとおり決定いたします。小嶋勇成委員、佐藤剛郎委員の着席をお願いします。
- (小嶋勇成委員、佐藤剛郎委員着席)
- 議長 長 それでは、議案第46号のうち、使用収益権関係、受付番号29番及び受付番号30番を除く計画案についてご審議願います。御質問等ございませんか。
- (なし)
- 議長 長 議案第46号のうち、使用収益権関係、受付番号29番及び受付番号30番を除く計画案については、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議長 長 異議ないものと認め、議案第46号のうち、使用収益権関係、受付番号29番及び受付番号30番を除く計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。  
次に、議案第47号を議題といたします。議案第47号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。
- 事務局次長 25ページをお開き願います。議案第47号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田2件1,533㎡、畑5件2,148㎡、合計7件3,681㎡であります。今回提出されました7件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当若しくは、所有者から指名を受けた農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買7件が整ったものであります。以上であります。
- 議長 長 利用調整をした委員から補足説明ありませんか。
- (なし)
- 議長 長 それでは、議案第47号についてご審議願います。ご質問等ございませんか。
- (なし)

- 議 長 議案第 47 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議がないものと認め、議案第 47 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。
- 次に、報告第 28 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
- 事務局次長 29 ページをお開き願います。報告第 28 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 10 件 81,645 m<sup>2</sup>、畑 21 件 109,622 m<sup>2</sup>、合計 31 件 191,267 m<sup>2</sup> であります。なお、届出理由につきましては、31 ページから 34 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
- 議 長 報告第 28 号について、御質問等ございませんか。
- (な し)
- 議 長 次に、報告第 29 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
- 事務局次長 35 ページをお開き願います。報告第 29 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 7 件 34,618 m<sup>2</sup>、畑 2 件 16,158 m<sup>2</sup>、合計 9 件 50,776 m<sup>2</sup> であります。なお、解約理由につきましては、37 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
- 議 長 報告第 29 号について、御質問等ございませんか。
- (な し)
- 議 長 次に、報告第 30 号「特定農地貸付けの承認の取消しについて」、事務局に報告を求めます。
- 事務局次長 39 ページをお開き願います。報告第 30 号は、「特定農地貸付けの承認の取消しについて」であります。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第 4 条第 3 項の規定に基づき、特定農地貸付けの承認を取消したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、畑 1 筆 3,548 m<sup>2</sup> であります。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律を活用し、農地所有者が令和 5 年 4 月から市民農園を開設してきましたが、利用者の確保ができず、今後も状況の改善が見込めないことから、特定農地貸付けの承認の取消しの申出があり、8 月 31 日付けで承認を取消したものであります。以上であります。
- 議 長 報告第 30 号について、御質問等ございませんか。
- (な し)
- 議 長 次に、報告第 31 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

41 ページをお開き願います。報告第 31 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断し同通知第 4(3)ウに基づき、関係機関等に通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、畑 4 筆 3,997 m<sup>2</sup>であります。以上であります。

議 長

報告第 31 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

これもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15 時 27 分]